

## 美濃市ゆるキャラ「うだつくん」着ぐるみ貸出要領

### 1 目的

美濃市のPRと誘客を目的として作成した美濃市ゆるキャラ「うだつくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）の貸出について必要な事項を定めるものとする。

### 2 貸出物品

貸出を行う物品は次のとおりとする

うだつくん着ぐるみ1セット（頭部・ボディ・ブーツ・手袋・保管袋）

### 3 貸出基準

着ぐるみ等の貸出の対象となる催し物の基準は、次のとおりとする。なお、着ぐるみ等が著しく汚損される恐れがある場合は貸出を行わないことがある。

①市民等が主催する公益性のあるイベント等で、美濃市の魅力を伝える目的であるもの  
公益性の判断として、以下の基準を全て満たすもの

ア 誰でも参加できる

イ 参加料（出展料等）が無料

ウ 特定の企業・政党・宗教団体等の利益（集客・勧誘）のためではない

エ 公序良俗に反しないもの

ただし、公共団体・公共的団体についてはこの限りではない

②国・岐阜県・市またはこれらの機関が主催し、共催し、または後援するイベント、その他の催し物

### 4 貸出申込

着ぐるみ等の貸出を受けようとする者は、貸出を受けようとする日から起算して7日前までに借用申請書を美濃市観光協会に提出するものとする。

### 5 着ぐるみ等の受領及び返却

①借用者は、原則として美濃市観光協会から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って速やかに返却するものとする。

②貸出に伴う搬入及び搬出は、借用者が行うものとする。

### 6 貸出期間

貸出期間は使用日前2日以内から使用后2日以内までの期間とする。また、一度の連続使用日数は7日以内とする。ただし、クリーニングして返却する場合は、この限りではない。

## 7 損害の負担

- ①着ぐるみを破損もしくは汚損した場合、借用者はクリーニング代や修繕費等を負担するものとする。
- ②着ぐるみの使用者が着ぐるみに起因することで第三者に対し損害を与えたときは、借用者がその損害賠償の責任を負うものとする。
- ③着ぐるみの使用により、使用者が被った被害に対しては、美濃市観光協会は一切その責めを負わない。

## 8 禁止事項

- ①借用者は、着ぐるみ等を第三者に転貸してはならない。
- ②借用者は、着ぐるみ等を承認された内容以外で使用してはならない。

## 9 管理及び事務の取り扱い

着ぐるみ等の管理及びこの要領に関する事務の取り扱いは、美濃市観光協会とする。

## 10 雑則

この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出に関し必要な事項は、別に定める。